

野村靖の国家論

はじめに

本稿は、野村靖の神奈川県令時代までの政治思想を前提に、その後の野村の政治活動及び政治思想のあり方を明らかにすることを目的としている。

野村は、幕末期に松下村塾において吉田松陰の影響を色濃く受け、政治活動に身を投じていく。その後、明治政府に参画し岩倉遣欧使節団に参加した後、外務省に出仕し江華島事件の時に外交団の一員として朝鮮半島に赴いた。そうした経歴をふまえ外交経験が必要な神奈川県知事に任命される。県令時代には、それまでの神奈川県令たちが継承してきた「官民共和」県政を継承していくが、民意の尊重という姿勢と明治一四年政変をひとつの契機とする政府方針の転換のなかで苦悩を深める。結局、野村は本来の皇室中心の政治思想を柱に、自らの政治的地位の保全の必要もあり、民意の最大限の尊重という政治姿勢を転換させていく(1)。

その後、野村は紆余曲折を経ながら、長州閥の一角を担う存在として政治的な成長を遂げていく。以下、その軌跡を追っていききたい。

一 万国郵便会議への出席

野村靖は一八八一(明治一四)年一月八日、神奈川県令から農商務省駅通総官への転出を命じられた。前任者は前島密であった。駅通関係の事務は何度となく管轄部署が変更されていたが、一八七〇年に前島が駅通権正に就任してから、前島を中心に郵便・電信の

整備は進められていた。ところが一四年政変による大隈派官僚の大量罷免のために前島は農商務卿河野敏謙などと共に政府から追放されてしまう。

当時の郵便事業は次第に制度の整備が進み、一八七二年の郵便規則を毎年補修するというこれまでの方式から抜本的な法制度を準備している段階であった。そうした時点の前島罷免であり、野村はかなりの大役を引き受けることになった。

野村の駅通総官就任後、一八八三年三月一日より駅通区編成法が施行された。これは全国を五二の駅通区に分け、これを三五の駅通出張局が監理し、駅通区の下には郵便区を置き、郵便区ごとに集配郵便局を置くというものだった。この改正はこれまで各府県に委託していた郵便管理業務を駅通局が自ら行うというものである。この駅通区編成法については、「この方策は、おそらく前島がすでに在職中に考えていたものに、プロシヤ流の機構を好む伊藤博文と親しい野村新駅通総官の構想が加味されて決定されたのではなからうか」という評価がある(2)。

またこの時期、国内郵便と同時に外国郵便の整備も急務の課題であった。それまで外国郵便の料金体系はきわめて複雑であった。郵便物の交換は、基本的に二国間の条約によって行われていて障害の克服には国際条約が必要であった。一八七四年一〇月、スイスのベルヌで調印された条約によって万国郵便連合が創設された(参加二十二ヶ国)。連合の加盟国は「郵便物を交換するため、単一の郵便領域を組成する」「連合の境界内にあてる郵便物の料金は均一とする」「郵便料金は発信する国の郵便切手をもって前納する」などの原則を決定した。日本の外国郵便は、一八七五年に開業し、まずは

上海航路への進出をはかり翌年上海郵便局を開業させた。所轄は内務省駅通寮だった。一八七七年六月一日、日本は連合に加盟し二十八番目の加盟国となった。翌年、第二回万国郵便会議がフランスのパリで開催された。日本はこの会議に初めて代表を送った。委員はフランス駐在特命全権公使鮫島尚信と、駅通局顧問のブライアンであった。

この第二回万国郵便会議において締結されたパリ条約の第一九条に基づいて第三回万国郵便会議がポルトガルのリスボンにおいて開催されることになった。ブライアンはすでに解雇されており、今度は日本政府の郵便業務担当者を派遣する必要がある。

一八八四年五月二四日、太政官において、野村駅通総官のポルトガル派遣は決定された⁽³⁾。また同月二八日に四等駅通官高橋義教と小倉久が随行することが決定された⁽⁴⁾。当初万国郵便会議は十月に予定されていたようである⁽⁵⁾。

野村は七月一二日に出国する。その途上、香港から広東方面にかけてとエジプトのカイロ・アレクサンドリアなどを「臨時郵便事務上取調」⁽⁶⁾のために「巡回」をしている。中国及びエジプトにおける行動は不明だが、六月二三日にはフランス軍がハノイにおいて清国守備軍と衝突したことにより清仏戦争が始まっており、現地的情況を見聞してきた可能性もある。

第三回万国郵便会議は翌一八八五年二月四日から三月三一日までポルトガルのリスボンにおいて開かれた。会議終了後、前回のパリ条約の追加書が調印された。主な決定事項は、①加盟国は往復葉書の発行を強制されないが連合中の一国から往復葉書を受領したときはその返信部分を還送しなければならない、②私製の葉書も差出国の法律が認める場合は使用することができる、③小包配達業務を相互に承認する国間において実施することができるなどである。この追加書は日本においては翌一八八六年二月二日に公布され、四月一日から施行された⁽⁷⁾。

二 ヨーロッパにおける学習

野村は渡欧するにあたり、万国郵便会議とは別に「欧米各国巡回」の許可を得ていた。「駅通総官欧米各国巡回ノ義ニ付上申」⁽⁸⁾によると「該会議終了後凡六ヶ月間ノ見込ヲ以テ欧米各国駅通郵便ニ関スル諸般ノ事項為取調右各国巡回為致度候間御允可相成」という希望を六月七日に出し六月一八日に許可されている。

この当時、日本ではいわゆる「シュタイン詣で」という現象が起きていた。周知のように伊藤博文は一四年政変後に自ら調査団を率いて欧州を訪問し、憲法編纂の準備を行っている。この時、伊藤に大きな影響を与えたのがドイツの法学者シュタインであった。そして伊藤の帰国後、ウイーンのシュタイン邸に日本人訪問者が続々と訪れてシュタインの講義や話を聞こうとする現象が起きた。一八八二年から九〇年までの間にシュタインのもとを訪れた主な人物は、後藤象二郎、陸奥宗光、西園寺公望、藤波言忠、三島通庸、西郷継道、黒田清隆、小松宮彰仁、乃木希典、山県有朋などであり、他にも多くの政治家が並んでいる。

この時期に渡欧した野村も当然のことながらシュタインの下を訪れたと考えた方が自然である。事実、一八八四年九月の末松謙澄書簡によると「野村駅通も妙なるまぐれにてほうほうの体にて維也納(注 ウイーン)まで来而翌朝直ちに上野公使(注 上野景範駐ドイッ公使)の処に赴き、遂にミウニツクを経て伯林(注 ベルリン)に行たり」⁽⁹⁾とあり、短時間であるがウイーンまで足を伸ばしているようである。しかし、シュタイン文書を調査し「シュタイン詣で」に来た人物の特定を行った瀧井一博の調査のなかに野村の名前を見つけないことはできない⁽¹⁰⁾。

野村の渡欧時の行動の詳細は不明であるが末松書簡に見るように渡欧直後にドイツを訪れ、万国郵便会議終了後、再びドイツに滞在していたようである。では野村はこの渡欧において、どのような学習を行ったのであろうか。

野村靖関係文書の中に、渡欧時の野村の学習ノートが残されている(11)。この数冊にわたるノートの構成は以下のとおりである。

卷一 明治一七年十一月

○李国内務省官名及人員 ○商工務省官名及人員 ○農務省同上

○外務省同上 ○独乙アカアミー定員の事 ○ステーハンの

○皇帝ノ新裁 ○印刷局見聞 ○電信技術討論会 ○郵便省所見

○独乙郵便電信事務心得第十條第二款目錄 ○文部省官名及人員

○独乙郵便沿革概略

卷二 明治一八年一月

○李国憲法要旨第四 ○李国憲法要旨第五 ○李国憲法要旨第六

○李国自治行政要旨ノ一

卷三 明治一八年五月

○李国自治行政要旨ノ二 ○李国自治行政要旨ノ三 ○伯林府経

濟予算

卷四 明治一八年五月

○李国職制官制一般要旨ノ一 ○李国職制官制一般要旨ノ二 ○

李国職制官制一般要旨ノ三

卷五 明治一八年六月

○李国会ノ中 ○李国会ノ下一 ○李国会ノ下二 ○財政論要旨

一、二、三、四、五、

卷六 明治一八年七月

○財政論要旨ノ六 ○財政論要旨ノ七 ○同八 ○同九 租税

○同十 租税 ○同十一 租税主権 ○万国貨幣會議演説 ○財

政論要旨十二 間税 ○同上 十三 ○同上 十四 国務使用

○同上 十五 紙幣 ○同上 十六 ○同上 十七 国ノクレジ

ット ○同上 十八 国債償却及人民財政付注意貯金 ○同上

十九

卷七 明治一八年九月

○財政論要旨二十 クレジットウイッセン ○同 二十一 高利

貸及チエツケ ○同 二十二 バンクノート ○同 二十三 ク

レジットミツハフェルミツニールング、フェルアインゲングスウ
エーゼン ○同 二十五 農業及山林経済 ○同上 二十六 耕
地保護 ○同上 二十七 インモンビリヤールインスチチュート

卷八 明治一八年一〇月

○財政論要旨二十八 水、家畜 ○同上 二十九 ゲウエルベ

○同上 三十 ゲウエルベポリサイ ○同上 三十一 ゲウエル

奨励 ○同上 三十二 商業要旨 ○一般経済論 ○同 第一

○同 第二ノ一

卷九 明治一九年六月

○一般経済論要旨二ノ一 ○同上 二ノ二 ○同上 三ノ一

卷一〇

○耶蘇宗要旨

野村のノートは、渡欧直後の一八八四年一月から始まり、ポルトガルにおける万国郵便會議をはさんで、翌八五年一〇月まで続き最後の第九・一〇巻は帰国した後にまとめたようである。学習の内容は、本来の巡回目的である郵便・電信に関するものは少なく、それよりもプロイセンの憲法、地方自治、国制、財政にわたっている。野村の主要な関心がドイツの国家機構のあり方にあつたことが理解できよう。野村はこの学習に相当苦勞したようである。「兎も角頭腦の働を始め五官四肢之動きに到る迄見る毎聞く毎感慨不尠候」¹²と述べている。しかし同時にこの学習に懸ける意気込みも相当なものであつたようである。「此様子にて一万里外に茫然たらは逆も追隨候事は無覚束、何分官府及び一般ともに直接に感しなかれは徒に将来之笑を招き可申歟。物先腐り而後虫生之感の余当惑を生じ候」¹³と、直接、欧州を見聞することの重要性を語っている。

三 「国家論略」の出版

野村は、一八八五年二月一七日に帰国し、同月二二日に内閣制度発足に伴う制度改革で通信大輔、翌一八八六年三月三日に通信次

官となり引き続き通信関係の役職に就いている。そしてこの渡欧時の学習をもとに一八八九年三月に「國家論略」⁽¹⁴⁾を刊行する。その緒言には、「前年余カ萬國郵便連合會議委員ノ命ヲ奉シテ葡萄牙國ニ滞留スルヤ曾テ李都伯林ニ遊ヒ或ハ博士ノ談論ヲ聞キ或ハ施政ノ実況ヲ視以テ其要領ヲ筆記セリ。本編ノ如キ亦其一ナリ。其記述スル所固ヨリ精詳ヲ欠ク者アリト雖國家ノ原理ト憲法ノ要旨トヲ考究スルニ當リ亦其一助ト為スニ足ル者アルヘシ」とあり、ドイツ滞在時に学習した成果であることが明示されている。

以下、野村の学習してきた國家論の概略をみていきたい。

まず國家の「要件」として五点をあげている。第一点は「種族又ハ親族ノ結合體ヲ變シテ國王ト國民トノ關係ヲ為セルモノヲ以テ始メテ國家ト名クヘキナリ」とする。第二点は「國家ト稱スルモノニ於テ必要ナルハ確定セル土地是レナリ」。第三点は「國家ハ獨立シタルモノニシテ法人(ユリスチセペルゾン)即チ一個ノ人體ニ見做スモノ」である。第四点は「國家ト稱スルモノニ於テ必要ナルハ主權者(スウエレン)是レナリ」「國王ハ一個ノ主權ヲ掌握シ以テ國家ノ思想及執行ノ力ヲ有ス。是ニ由テ觀レハ主權ハ國家全體ノ思想及資力ヲ代表スルモノナルヲ以テ最上ノ勢力アルモノト謂フヘキナリ」。最後に第五点として「國家ニ於テハ憲法必要トス。是レ其主權ノ國民ニ對スル關係ヲ鞏固ナラシムルヲ以テナリ」と整理をする⁽¹⁵⁾。

次に「國家建國ノ原因」として、「神造説」「宗旨説」「封建説」「約束説」と紹介し、そのどれも間違いでであると主張する。なかでも「約束説」についてはその欠点を詳述している。

歴史上最モ困難ト稱スヘキハ約束法トス。夫ノ約束法發明者フ
ーゴグロウチオス氏戰時及平和ノ法ト題セル一書ヲ著シタル
ヨリシテホッフロックカント及ルソー等輩出シ社会ノ約束ニ
對シ著述セシモノ太タ多シ。蓋シ此說ノ要旨タル國家ハ人民自
然ノ約束(ナチュラル、コンジション)ニ由リテ成立シタルモ
ト云フニ在リ(中略)此國家成立上ノ約束ト稱スルモノヲ尋

究スルトキハ固ヨリ成文ノ存スルアリテ一定スルモノニ非ス。特ニ各人ノ意見ニ依リテ其說ヲ立ツルナリ。故ニ一方ニ在リテハ人民ハ國王ニ從フヘキノ約アリト言ヒ他ノ一方ニ於テハ集合上ヨリ起ルモノト言ヘリ。是則チ一ハ人民一般其國權ニ從ハサルヘカラストナシ一ハ其國權タル人民一般ニ由リテ成立スルトナスナリ。(中略)右ノ如ク約束説ハ確證アルモノニ非ス。就中此後説ノ如キハ其意義タル國家ハ人民ヨリ國王ニ與ヘタルモノト云フニ在リ。此説タル一言以テ之ヲ蔽フ。曰ク正ニ況ヤ詐詐ヲ以テ約束ト稱シ之ヲ國家ノ基礎トナサントスルニ於テテヤ。又況ヤ他國ノ革命ヲ以テ之ヲ證スルニ於テテヤ。⁽¹⁶⁾

『國家論略』は緒言にあるとおり野村のドイツ滞在時の学習成果をもとにしたものであり、当然、当時のドイツ法学の紹介を最大の目的としている。そのため、英米法、特に自然法思想についての攻撃が随所に散見される。例えば、モンテスキューの学説批判のなかで以下のような記述がある。

一國ノ事務ヲ整理スルハ實ニ職官ヲ備ヘ責任ヲ明ラカニスルニ在リ。故ニ行政司法ノ別ヲ為スハ亦已ムヲ得サルモノト謂フヘシ。是レ畢竟其職務ヲ分チタルニ過キス。決シテ其國權ヲ分割シテルニ非サルナリ。然ルニモンテスキュー氏ハ英國ノ政體ヲ見妄リニ行政立法司法ヲ以テ各自獨立ノモノトナシ其分割ヲ主張セリ。此説タル國家成立上最モ危険ナリト謂フヘシ。況ヤ歴史上何レノ國ニ在リテモ斯ノ如キ組織ヲ以テ其安寧ヲ保持セシモノナキニ於テテヤ。又況ヤ三大權終ニ地ニ墜ツルノ悪果ヲ見ハスハ殷鑑遠カラス。現ニ他國ニ在ルニ於テテヤ。⁽¹⁷⁾

三權分立の否定は、ドイツ法律学の特色である。また次のように、國家を人体に喩えるのはドイツ法学、特にシュタインにおいてよく行われる説明である。

抑々事物ノ常理ハ自然ニ勝ルモノアラサルヘシ。斯ニ人アリ。其體內行為ノ性質自ラ異ナルアレハ則チ亦其機關ヲ異ニセリ。即チ耳目鼻口ノ各々其職ニ膺ルカ如シ。是レ其一例ナリ。是説

ヤ實ニ大博士ブルンチュリー氏ノ發スル所タリ。今此理ニ據レハ立憲國ニ在リテモ亦其國王ハ實ニ國家ノ主權ヲ統轄セシモノニシテ猶モ人身ノ軀幹ト謂フカ如ク。他ノ職官ノ之ニ參與スルハ恰モ耳目鼻口ノ類ニ異ナラス。而シテ其主權タル之ヲ一ニ歸シ之ヲ二三ニスヘカラサルモ亦人體ノ主宰ハ一ニシテ他ノ官能ハ之ニ附從シ各々其作用ヲナスト何ノ異ナル所アラシヤ。(中略)主權ハ國王一人ニテ之ヲ負擔シ其職務ヲ執行スルニ當リテハ各部ノ職官之ニ參與スルヨリシテ自ラ檢制ヲナスモノアリ。即チ立法權ハ固ヨリ國王之ヲ有スト雖モ國會之カ檢制ヲナシ行政權モ亦固ヨリ國王之ヲ有スト雖モ主務ノ職官之ヲ檢制ヲナスノ類ナリ。(18)

この自然法思想に対する批判はドイツ法学から学んだ結論であると同時に、自由民権運動等の反政府運動を念頭においているのは当然である。野村は、最大の政策課題となっていた憲法制定の作業を念頭に以下のように記している。

日本政府ニ於テ將ニ憲法ヲ制定セントセハ以上説ク所ノ極メテ緊要ナル論點ニ就キテ最モ注意セラレンコトヲ要ス。特ニ立法ト行政トノ區域ヲ定ムルトキハ成ルヘク行政權ヲ活澆ナラシメザルヘカラス。蓋シ此事タル實際影響ノ及フ所少小ナラス。實ニ國家ノ隆替ニ關スルモノナルヲ以テ深く考慮セサルヘカラサルナリ。(19)

では、国家とは何故存在するのであるのか。それについて「國家ノ要訣」という表現で述べている。

國家ハ必要ナリ故ニ理由アリ。
國家ハ秩序ヲ要ス。秩序ハ人生ノ發達ニ缺クヘカラサルモノトス。

道德ノ目的ハ人生ノ發達ニ在リ。

故ニ其目的ヲ達セハ衆庶相共ニ生活スルヲ以テ主眼トナス。
然ラハ則チ他人ト共ニ生活スルハ人間タルノ性質ニ對シ必要トナサ、ルヲ得ス。

今夫レ衆庶相共ニ生活スルハ所謂國家ナクシテ能クスル所ニ非ス。是レ他ナシ。國家アルヲ以テ各箇人ノ權限一定シ他人ノ權理ヲ妨害セサルヲ得ルナリ。(中略)
嗚呼衆庶ヲシテ相濟ヒ相養フテ歛樂ノ境ニ生息セシメ以テ全國ノ福祉ヲ増進スルハ實ニ國權ニ因由セリ。若シ國權微ツセハ暴政苛法底止スル所ヲ知ラサルヘシ。(中略)夫レ國家ト稱スル者ハ完備スルアルニ由レリ。既ニ其組織アレハ則チ國權ナカルヘカラサルナリ。(20)

國民の權利も全てが國家に収束する。國家なくして國民なしという主張が確固たる信念として表明されている。こうした國家の存在理由を前提として、國家の性質として次の五点が述べられる。

①「國家ハ最上ノ權理ヲ有ス」

國權ハ衆庶ノ意ト力トヲ集メタルモノト言フニ在リ。是ヲ以テ全國ノ人民ハ必ズ此國權ニ服從セサルヘカラサルモノトス。

②「國權ハ責任ナシ」

國權ハ最上ノ權ニシテ他ヨリ之ヲ干犯スルヲ得ヘカラス。又他ヨリ檢束スルヲ得ヘカラス。是レ其他ニ對シテ責任ヲ負フノ理ナキ所以ナリ。(中略)國權既ニ責任ヲ帯ヒス。故ニ主權者モ亦隨ヒテ其責任ナキヤ明ラカナリ。是ヲ以テ國王其主權者タルニ當リテハ憲法ニ責任ナキコトヲ明示セルモ亦其理ニ基キタルナリ。然リト雖モ所謂主權者ハ其良心又ハ歴史ニ對シ德義上自ラ其責任ヲ負フト否トハ法律ニ於テ問フヘキノ限ニ在ラス。

③「國權ト主權トハ之ヲ分割スルヲ得ス何トナレハ元是レ一塊(ユニチー)ノモノナレハナリ」

④「國權ハ抵抗スルヲ得ヘカラス(其國內ニ就キテ云フ)」

國權ハ國家ノ全力ヲ代表シタルモノナルカ故ニ一個人ノ力ハ其之二及ハサルヤ知ルヘキノミ。然レトモ若シ國民其國權ニ抵抗シ而シテ國權ノ力之ヲ壓服スルコト能ハサルニ至リテハ則チ其國權ハ亡滅セリト謂フヘシ。

⑤「國權ハ盡期無シ」

國王更迭スルコトアルモ其國ノ主權ハ依然トシテ動かサルナリ。且國憲ハ時ニ随ヒテ變更スルアルモ主權ノ性質ニ至リテハ亦動かズト謂フヘシ。(21)

國家は最上の權利「國權」を保持し、それはあらゆるものに優先した主権者たる國王も「憲法ニ責任ナキコト」が主張されている。主権については、「主權ハ何ヲ以テ存立スルヤト問フ者アラハ國家存立ノ理ニ同シト答ヘンノミ。何トナレハ國家ハ組織ニ由リテ成立スルモノナルヲ以テ主權モ亦從ヒテ生セサルヲ得サレハナリ。故ニ主權ハ決シテ一般人民ノ意志ニ基キテ造リタルモノトナスヲ得ス」(22)として、天賦人權論を否定し主権と國家の不可分の關係を強調している。

國家の具体的な機能としては、先述のように三権分立は否定しているが、三権が存在することは当然認めている。しかし、三権は「主權ノ事務」でしかなく、また三権は「三體一身」であり、「此區別タル特ニ政務ノ分任ヲ定メタルニ過キスシテ固ヨリ主權ヲ分割シテ各部独立セシメタルモノニ非ス」(23)という。

立法權は「三大權ノ内ニ於テ最高ノ權力」である。何故ならば「司法行政兩ツナカラ此立法ニ由リテ其權限定立シ随ヒテ百般ノ職務具備スルモノ」であるからである。そのため立法權は「主トシテ之ヲ國王ノ職權ニ屬」(24)するものである。

行政權は立法權に從属するもので「便宜」を主とする。しかし、それを「單ニ法律ノ執行ニ止マ」るものと考えられることは「國家ノ目的上ニ於テ誤謬ノ見ヲ免レ」ない。何故ならば、もしも「行政權強大ニシテ善良」でない事態に至ったならば國家は機能不全に陥る。すなわち「自由黨派ニ在リテハ今日尚ホ行政權ヲ減削センコトヲカメリ。情狀既ニ此ノ如シ」であるからだ(25)。

四 ドイツ系官僚としての野村

野村は一八七六年から一八八一年まで神奈川県知事として地方行

政の経験を積むことになる。その間、開港地横浜を擁する要地神奈川県においてなるべく内政上の軋轢を生まないように、「官民共和」の県政につとめていく。その在任時期に神奈川県において自由民権運動が盛んになり、全国有数の運動拠点となっていた。野村は、自由民権運動に対しては弾圧的な政策をとり、例えば一八八〇年六月相州九郡の国会開設請願署名を元老院に提出する際、提出見送りを求める行動をとった(26)。野村は、事前の相談がなかったことを理由に県令の職務権限として国会開設請願総代から事情を聞くのが猛烈な反発を買うことになった。

この請願書は総代の一人であった松本福昌の執筆と推定されるが、福沢諭吉が添削を行ったとされている。周知のように福沢は自由民権運動について「駄民権」と称したように反感を示していた。その福沢が相州の国会開設運動の支援を行った経緯としては、運動の中心メンバーに多くの交詢社社員がいたことが指摘されている。また建言書の内容も相州の国会開設運動指導者達の論理とは違い、國權拡張と財政論の立場から国会開設の必要を説くという福沢の年来の主張に引きつけた国会論を展開している(27)。

ところが、相州国会開設総代を弾圧したと民権派から評された野村も実は交詢社の社員であった。交詢社は一八八〇年に創立された社交クラブで中心メンバーは福沢や小幡篤次郎などの慶応義塾関係者であった。その目的は「交詢社社則」によると「社員タル者互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」(第一条)ことであった(28)。交詢社の一八八一年の一六二九名の社員を職業別に見てみると、最も多いのが官吏及び地方官の三三七名(二〇・七パーセント)、次が商人二二六名(一三・九パーセント)、その後、農業二〇五名(一・六パーセント)、学校教員一六六名(一〇・二パーセント)と続く。その中には、井上馨や金子堅太郎、上野影範、九鬼隆一、大鳥圭介、前田正名、由利公正、西周、中村正直などの政府中枢の政治家、官僚、思想家なども会員となっていた(29)。交詢社は社交団体であると同時に政治的な活動が目される組織であったが、少な

くとも創立当初は慶応義塾関係者のみならず福沢の交際関係に関わる多くの人々が加入していた。

野村の入会の経緯は不明だが、創設当時から会員であった。また野村県政下における県少書記官の磯貝静蔵、県庶務・勸業・衛生・土木課長をつとめた妻木狷介も交詢社に入会している。妻木は野村の四歳年下で松下村塾に学んだ仲であり、一八七六年に野村に招かれて神奈川県に赴任している⁽³⁰⁾。

福沢は自由民権運動とは一線を画し、官民の階級対立を防ぎうる体制としてイギリス議會をモデルとして議會開設を考えていた。また元々皇室中心主義であった野村は、神奈川県知事としてもその地域の特質上からも、官民の融和、共和を最優先していた。つまり、政治不安を惹起する可能性のある民権派の過激な行動に関しては容認できないという考えであった。その点では野村と福沢の交詢社の一致点があった。野村は後になって、この当時の議會開設の動きについて以下のように述べ、野村自身も一定の期待をかけていたことを述べている。

夫れ然り立憲政体ハ単純なる学説上に於て最も公明正大なる政事を保証する所の政体なりと雖ども實際に於てハ往々之と反対の現象を露呈することあり。近日の日本の如き特に其の甚しきものとす。(中略) 明治二十三年前に於て国民が藩閥政府の専横に飽き議會の開設に由りて以て従来の百弊を一掃せんと期望しなるハ蓋し争フ可からざるの事実にして當時に在てハ吾人も亦尙かに望を議會に属しなるもの多きを自白するに躊躇せざるなり⁽³¹⁾。

しかし、一四年政変において大隈派が政府部内から追放され、大隈とのつながりが指摘された福沢も政治的な打撃を受ける。この一四年政変にもなつて追放された前島密の後任として野村は郵便総官に就任する。

一四年政変については様々な評価があるが、国会開設や憲法制定の政治的イニシアチブという点では、「それまでのイギリス・フラ

ンス学系の智識官僚からドイツ学系の官僚へと転じ、井上(注毅)がその中枢となった」という指摘がある⁽³²⁾。その大きな契機になったのが独逸学協会の設立だった。

一八八一年九月一八日、独逸学協会は独逸同学会から発展した形で設立される。会長には北白川宮能久親王を奉じていたが、発起人としては品川弥二郎(委員長)、桂太郎、山脇玄などのドイツ留学経験者が占めていた。また主な会員としては加藤弘之、平田東助、穂積陳重、名誉会員としては伊藤博文、井上毅、西郷従道、山県有朋などがそろつていた⁽³³⁾。独逸学協会はその設置に井上毅が尽力をし、福沢に象徴されるイギリス流学問に対抗するために設立されたものである。当然、そこへの入会如何は一四年政変前後の政治的立場を如実に反映するものとなった。

野村は一四年政変以後、交詢社社員から脱退し独逸学協会会員へと転じる。同様の行動は井上馨、西周、九鬼隆一、白根専一、上野影範などにも見られ同時期に独逸学協会へ入会していった⁽³⁴⁾。

こうした政治的環境の変化の中で、野村はドイツへ留学する機会を得る。そして『国家論略』に見るように、ドイツ国家学の学習を深めていき、政府部内の主流と政治的な足並みをそろえると同時に自ら行動の理論的な「補強」を試みたのではないだろうか。

野村は帰国後の一八八七年一月に山県有朋を委員長とする地方制度編纂委員会のメンバーとなる。市制町村制の制定を目指したこの委員会の活動のためと推測されるが、翌一八八八年五月に独逸学協会によって発刊された『自治論纂』において、シュタインの『自治論』、モツセの『国法論講義』と並んで「李国地方自治行政説略」を掲載している。当然、これもドイツ留学の成果である。

このように野村は、万国郵便会議参加にもなうドイツ留学によつて、明治政府内においてドイツ系官僚への転身を図ることに成功したと言えるであろう。この後の野村の官僚としての評価については別稿を用意したい。

- (1) 神奈川県令時代までの野村の政治思想については、拙稿「野村靖の地方制度論」(京浜歴史科学研究会編『近代京浜社会の形成』岩田書院、二〇〇四年)を参照。
- (2) 藪内吉彦『日本郵便創業史』雄山閣出版、一九七五年、二四一頁。
- (3) 「駅通総官野村靖葡萄牙国ニ於テ開設ノ万国郵便会議へ委員トシテ差遣ノ件」『公文録』明治一七年第百九十八巻。
- (4) 高橋良教は鹿児島県士族。明治十年関税局御用掛、明治十四年農商務省御用掛、明治十五年四等駅通官に任じ、野村に随行。その後、通信省参事官、横浜郵便局長、横浜郵便電信学校長、通信局会計局長を歴任し明治二十四年没。小倉久は上野沼田藩士。フランス留学の後、法律得業士の資格を得て司法省御用掛、元老院権少書記官に任じ、野村随行にあたり四等駅通官に任じられた。帰国後、大阪控訴院検事となり関西法律学校(現関西大学)設立に参加。内務省警保局長、和歌山・徳島・富山・大分・岐阜各県知事を歴任。明治三十九年没。経歴については『明治過去帳』『郵政百年史』『関西大五十年史』などを参照。
- (5) 前掲注3の史料に収められている野村への委任状案に「本年十月一日ヲ以テ葡萄牙国里斯本府ニ於テ開設」とされている。
- (6) 「駅通総官野村靖儀清国広東及埃及国巡回之儀ニ付開申」『公文雜纂』明治一九年第三十三巻。
- (7) 山口修『外国郵便の一世紀』国際通信文化協会、一九七九年、八四～八五頁。
- (8) 前掲注3史料を参照。
- (9) 明治一七年九月一九日付伊藤博文宛書簡、「伊藤博文関係文書」第五巻、三八八頁。
- (10) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』ミネルヴァ書房、一九九九年、同『文明史のなかの明治憲法』講談社選書メチエ、二〇〇三年を参照。
- (11) 国立国会図書館憲政資料室蔵「野村靖関係文書」三一—一〇。
- (12) 明治一八年一月二九日付品川弥二郎宛書簡、「品川弥二郎関係文書」第五巻、三三八頁。
- (13) 同右。
- (14) 同書は益森英亮が出版者となり「独逸帝国憲法要論」「李国憲法要論」を合刻している。なお、国会図書館には装丁が異なるが、同年に通信省において刊行された版も存在している。
- (15) 同右、四～九頁。
- (16) 同右、一九～二一頁。
- (17) 同右、四三～四四頁。
- (18) 同右、四四～四五頁。
- (19) 同右、四六頁。
- (20) 同右、二一～二二頁。
- (21) 同右、二四～二七頁。
- (22) 同右、三五頁。
- (23) 同右、三七頁。
- (24) 同右、三八頁。
- (25) 同右、三九～四〇頁。
- (26) 「相模九郡有志者ノ機敏ナル、野村県令ヲシテ驚愕周章ニ耐ヘザラシム」(『扶桑新誌』第一一七号、共同社、明治一三年六月一六日発行)。「団々珍聞」第一六五号(明治一三年六月一九日)には請願書提出にあたり野村が一行の妨害を行ったことの風刺画が掲載されている。風刺画については鶴巻孝雄のホームページ(<http://www.006.upp.so-net.ne.jp/suru-hp/>)の史料紹介コーナーにも載せられている。

- (27) 請願書と福沢の関係については、大畑哲『相州自由民権運動の展開』有隣堂、二〇〇二年、九七～一〇二頁を参照。
- (28) 交詢社編『交詢社百年史』、一九八三年、二五頁。
- (29) 同右、二〇四～二一四頁参照。
- (30) 妻木の経歴については、海原徹『松下村塾の明治維新』ミネルヴァ書房、一九九九年、二三六～二四二頁参照。
- (31) 「立憲政体に関する意見」明治三二年、野村靖関係文書一三一七。
- (32) 山室信一『法制官僚の時代』、木鐸社、一九八四年、二七七頁。
- (33) 堅田剛『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年、一七～一九頁。
- (34) 前掲山室論文、二九三頁参照。

『京浜歴科研年報』バックナンバー
『京浜歴科研年報』第一六号

(二〇〇二年一月二七日発行)

〈論 文〉

近代大都市における行財政と地域住民組織の展開

―栃木県鹿沼町 町村制施行前後から昭和戦前期まで―

松田隆行

〈総会記念行事の記録〉

共同研究「『横浜市史稿』を読む―都市史研究と横浜―」

植山 淳

大正期横浜市の社会事業

大湖賢一

〈史料紹介〉

埼玉県知事吉田清秀宛上申書

「戸長役場事務抜粋及地方の概況」

―明治期地域リーダーの認識構造武内久岨研究ノート(二)―

内田修道

〈書 評〉

高橋 敏著『国定忠治』

伊東富昭